



発行 東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除(二件)……………一
(環境局環境改善部化学物質対策課)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………三
(同)
- 保安林の皆伐面積の残存許容限度……………四
(産業労働局農林水産部森林課)
- 平成三十年職業者訓練指導員試験の実施……………五
(産業労働局雇用就業部能力開発課)
- 平成三十年技能検定の後期実施……………七
(同)
- 平成三十年技能検定二級の随時実施……………九
(同)
- 平成二十九年決算の要旨……………一〇
(東京都市町村職員共済組合)

告示

●東京都告示第千二百六十号
 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条
 第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第九百六号

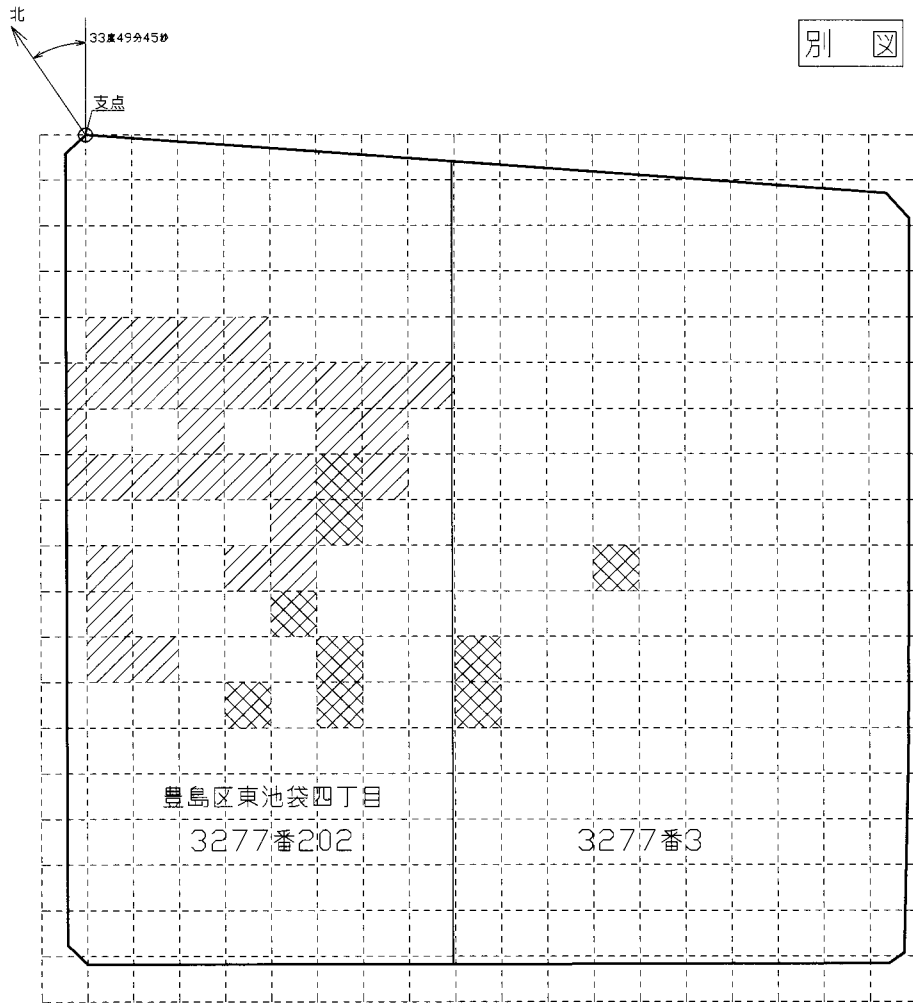
により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年九月三日

東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(豊島区東池袋四丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



別 図

【凡 例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 指定を解除する区域
- ▧ 形質変更時要届出区域
(平成29年東京都告示第906号により指定した区域)

【支点】

支点は、豊島区東池袋四丁目3277番202の最北端とする。

【格子の回転角度(33度49分45秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二百六十一号

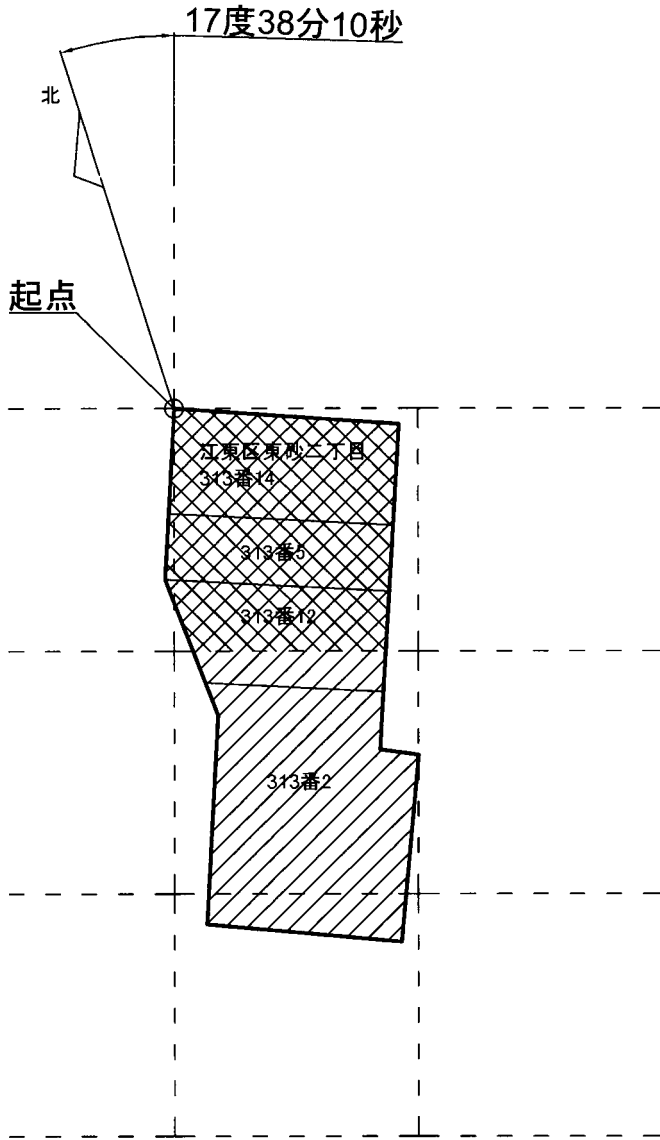
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第二項の規定により、平成三十年東京都告示第千二百八十一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年九月三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(江東区東砂二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- - - 単位区画線
- 筆境界線
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域(平成30年東京都告示第281号により指定した区域)
- ▩ 指定を解除する区域

【起点】

起点は、江東区東砂二丁目313番14の最北端とする。

【格子の回転角度(17度38分10秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二百六十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第千九十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

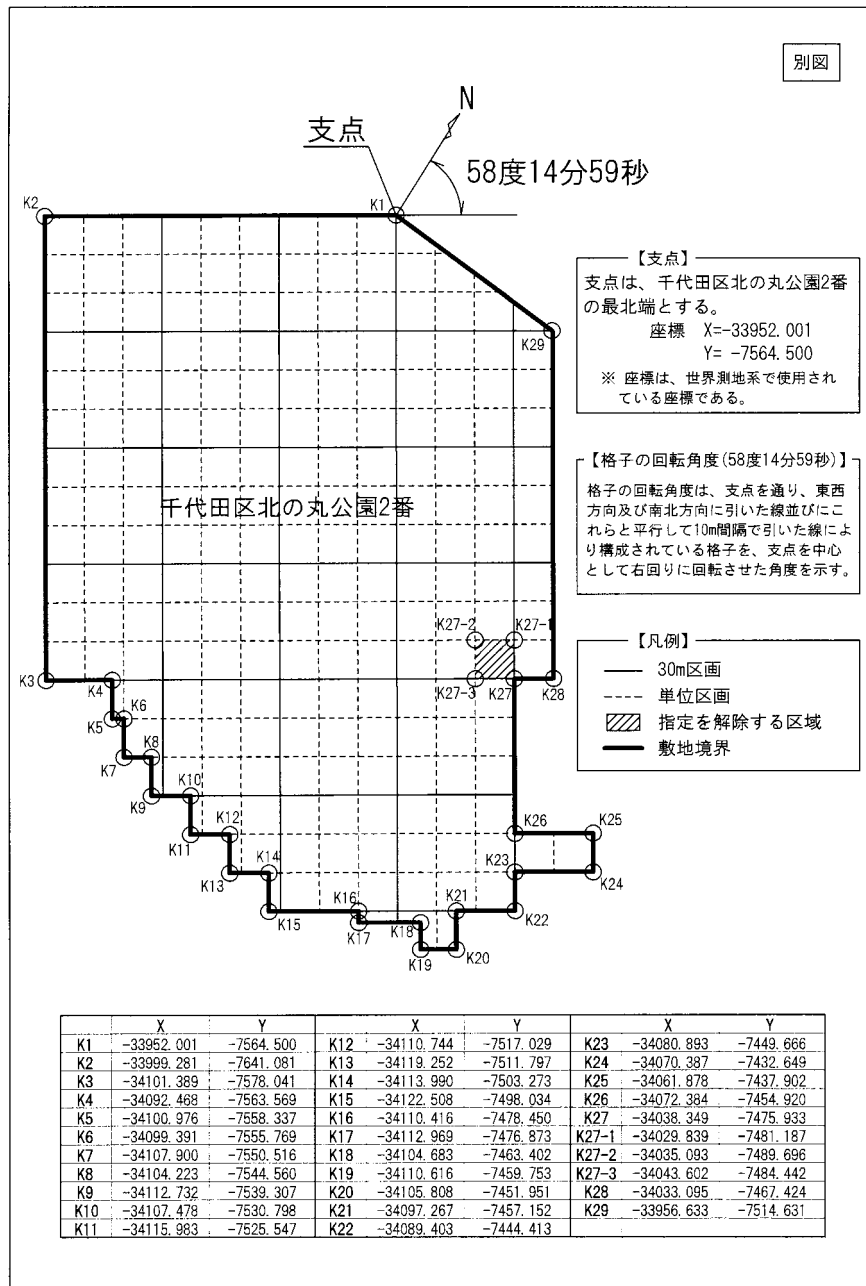
平成三十年九月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(千代田区北の丸公園地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去



●東京都告示第千二百六十三号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第四項に規定する平成三十一年三月三十一日までに伐採することができる保安林の皆伐面積の残存許容限度を、同条第三項の規定により次のとおり公表する。

平成三十年九月三日

東京都知事 小池 百合子

保安林の種類

単位 同一単位とされる区域

皆伐面積の残存許容限度(ヘクタール)

水源涵養保安林 多摩川 青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域 六四五・八二

秋川 青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域 二四〇・二九

計 浅川 八王子市の区域 八一・九一

多摩川 青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域 九六八・〇二

秋川 青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域 五一・二〇

保安林 多摩川 青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域 一三・六〇

浅川 八王子市及び町田市の区域 一二・三〇

大島 神津島村の区域 〇・五〇

八丈島 八丈島八丈町の区域 八一・五四

計 一五九・一四

土砂崩壊防備 秋川 あきる野市及び西
保安林 多摩郡日の出町の
区域 〇・二九

計 〇・二九

千害防備保安 秋川 西多摩郡檜原村の
林 区域 〇・七〇

大島 大島町の区域 一・八六

八丈島 八丈島八丈町の区
域 〇・四〇

小笠原 小笠原村の区域 八六・八八

諸島 八九・八四

計 一六・三八

保健保安林 多摩川 青梅市及び西多摩
郡奥多摩町の区域 一七・四九

秋川 あきる野市並びに
西多摩郡日の出町
及び同郡檜原村の
区域 一〇・五二

浅川 八王子市及び町田
市の区域 一九六・〇〇

小笠原 小笠原村の区域 二四〇・三九

諸島

計

公 告

平成三十年度職業訓練指導員試験の実施につ
いて

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第
三十条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施す
る。

平成三十年九月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 試験を実施する職種

全職種

二 試験の科目

試験は、実技試験及び学科試験について行い、その科
目は、次のとおりとする。

職種 実技試験
の科目

学科試験の科目

全職種 なし

（理容科
及び美容
科を除
く。）

指導方法（職業訓練原理、教科指
導法、訓練生の心理、生活指導及び
職業訓練関係法規。以下同じ。）

理容科 理容

一 指導方法

二 関連学科

1 系基礎学科

① 保健衛生（公衆衛生、環境
衛生、感染症、衛生管理技術
及び理容・美容保健）

② 理容・美容の物理・化学
（理容・美容の物理及び香粧
品の化学）

③ 運営管理（経営戦略、経営
・労務管理及び接客法）

④ 安全衛生（安全管理及び衛
生管理）

2 専攻学科
理容理論（理容文化論、理容
技術及び関係法規）

技術及び関係法規

美容科 美容

一 指導方法

二 関連学科

1 系基礎学科

① 保健衛生（公衆衛生、環境
衛生、感染症、衛生管理技術
及び理容・美容保健）

② 理容・美容の物理・化学
（理容・美容の物理及び香粧
品の化学）

③ 運営管理（経営戦略、経営
・労務管理及び接客法）

④ 安全衛生（安全管理及び衛
生管理）

2 専攻学科
美容理論（美容文化論、美容
技術及び関係法規）

技術及び関係法規

三 実技試験及び学科試験の免除

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令
第二十四号）第四十六条及び附則第十条の規定に該当す
る者は、実技試験及び学科試験の一部又は全部の免除を
受けることができる。

四 受験資格

（一） 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることが
できる。

（1） 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定によ
る技能検定に合格した者

（2） 職業能力開発促進法施行規則第四十五条の二第二
項及び第三項に規定する者

(3) 昭和四十五年労働省告示第十七号(職業訓練指導員試験の受験資格)に規定する者

(二) 指導方法のみを受験する者は、(一)の規定に加え、次に該当する者とする。

職業能力開発促進法施行規則第四十六条により、実技試験及び学科試験のうち関連学科の全部が免除される者

(三) (一)及び(二)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者

(3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

五 試験日時及び場所

(一) 実技試験

理容科

平成三十一年一月二十二日(火曜日)午後一時四十五分から
東京都立中央・城北職業能力開発センター板橋校人材育成プラザ

美容科

平成三十一年一月二十二日(火曜日)午後一時三十分から
東京都立中央・城北職業能力開発センター板橋校人材育成プラザ

(二) 学科試験

指導方法

平成三十一年一月十九日(土曜日)午前十時から
東京工科大学蒲田キャンパス三号館(大田区西蒲田五丁目二十三番二十二号)

系基礎学科(理容)

平成三十一年一月二十二日(火曜日)

科・美容科

曜日)午前十時から
東京都立中央・城北職業能力開発センター板橋校人材育成プラザ

専攻学科(理容科・美容科)

平成三十一年一月二十二日(火曜日)午前十一時十五分から
東京都立中央・城北職業能力開発センター板橋校人材育成プラザ

六 受験申請の手続

(一) 提出書類

(1) 職業訓練指導員試験受験申請書、写真二枚(縦四センチメートル、横三センチメートル、申請前六箇

月以内に撮影した正面、上半身、無帽のもの)及び受験資格を証明する書類(卒業証明書若しくは修了

証明書、各種免許証の写し若しくは合格証明書又は実務経験証明書)

(2) 実技試験及び学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

(二) 受付日時
平成三十年十一月十三日(火曜日)及び同月十四日(水曜日)の午前十時から午後四時三十分まで(正午

から午後一時三十分までを除く。)並びに同月十五日(木曜日)の午前十時から正午まで

(三) 受付場所
東京都庁第二本庁舎一階臨時窓口
新宿区西新宿二丁目八番一号

(四) 受験手数料
だし、実技試験又は学科試験の一部免除を受けるこ

とができるものにあつては、受験に係る額とする。

ア 実技試験 一万五千八百円

理容科 一万五千八百円

美容科 一万五千八百円

イ 学科試験 三千百円

全職種

(2) 実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができるものにあつては、次に掲げる額とする。

試験免除資格審査 二千円

(五) 受験票

受験票は、受験申請書類を受理したときに交付する。

(六) その他

受験申請書用紙及び受験案内は、東京都産業労働局雇用就業部能力開発課において配布する。

なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒(日本工業規格A列四番の大きさの書類が入るもので、その表に送り先を明記し、百四十円分の郵便切手を貼り付けたもの)を同封すること。

七 合否判定の基準

(一) 実技試験並びに学科試験の指導方法、系基礎学科及び専攻学科の全てについて、満点の六割以上の得点があり、かつ、学科試験のうち系基礎学科及び専攻学科の科目全てについて満点の五割以上の得点がある場合は、合格とする。

(二) 実技試験について満点の六割以上の得点がある場合(一)に該当する場合を除く。)は、実技試験に限り合格とする。

(三) 学科試験のうち指導方法について満点の六割以上の

得点がある場合(一)に該当する場合を除く。)は、指導方法に限り合格とする。

(四) 学科試験のうち系基礎学科又は専攻学科について満点の六割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合(一)に該当する場合を除く。)は、当該学科試験に限り合格とする。

八 合格発表

平成三十一年二月十三日(水曜日)から同月十五日(金曜日)まで東京都庁第二本庁舎一階臨時窓口に掲示するとともに、受験者に通知する。また、東京都ホームページ内、TOKYOはたらくネット(<http://www.hatarakunet.rokkyo.jp/>)に掲載する。

九 問合せ先

東京都産業労働局雇用就業部能力開発課
電話〇三(五三二〇)四七一七

平成三十年度技能検定期実施について

職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定に基づき、平成三十年度技能検定期後実施について、次のとおり公告する。

平成三十年九月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 受検資格

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十五条に定める者

二 日程、職種、場所等

技能検定は、次に掲げる職種について、実技試験及び

学科試験によって行う。

(一) 実施期日及び実施職種

ア 実技試験

次のイで定める職種について、平成三十年十二月三日(月曜日)から平成三十一年二月十七日(日曜日)までの間において東京都職業能力開発協会が指定する日

イ 学科試験

平成三十一年一月二十七日(日曜日)に実施する職種

一級及び二級

機械検査、電気機器組立て(シーケンス制御に係るものに限る。)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製に係るものに限る。)、紳士服製造(紳士既製服製造に係るものに限る。)、配管(建築配管に係るものに限る。)、型枠施工及びガラス施工

三級

配管(建築配管に係るものに限る。)及び型枠施工

平成三十一年二月三日(日曜日)に実施する職種

特級

鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

一級及び二級

さく井、金型製作(プレス金型製作に係るものに限る。)、工場板金(機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板金に係るものに限る。)、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備(走行装置整備及び鉄道車両点検・調整に係るものに限る。)、時計修理、油圧装置調整、冷凍空気調和機器施工、和裁、寝具製作、紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き及び印刷箱製箱に係るものに限る。)、製本、強化プラスチック成形(エポキシ樹脂積層防食及びビニルエステル樹脂積層防食に係るものに限る。)、パン製造、みそ製造、厨房設備施工、防水施工(アスファルト防水工事、合成ゴム系シート防水工事、塩化ビニルシート防水工事及び改質アスファルトシート防水工事)に係るものに限る。)、カーテンウォール施工、機械・プラント製図(機械製図手書き及び機械製図CADに係るものに限る。))及び印章彫刻

三級

造園、時計修理、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作(家具手加工に係るものに限る。)、機械・プラント製図及び貴金属装身具製作

単一等級

バルコニー施工

平成三十一年二月六日(水曜日)に実施する職種

一級及び二級

舞台機構調整

平成三十一年二月十日(日曜日)に実施する職種

一級及び二級

金属ばね製造、ロープ加工、半導体製品製造、プリント配線板製造、光学機器製造(光学機器組立てに係るものに限る。)、空気圧装置組立て、縫製機械整備、プリプレス、プラスチック成形(ブロー成形に係るものに限る。))

る。)、菓子製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、自動ドア施工、テクニカルイラストレーション及び電気製図

三級

機械加工(普通旋盤に係るものに限る。)、機械検査、電子機器組立て、プリント配線板製造(プリント配線板設計に係るものに限る。)、プラスチック成形(射出成形に係るものに限る。)、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、テクニカルイラストレーション、電気製図及び写真

単一等級

電子回路接続

(二) 実施場所

東京都職業能力開発協会が指定する場所

(三) 実技試験問題の公表

平成三十年十一月二十六日(月曜日)に東京都職業能力開発協会で行う。ただし、一部の職種に係る問題の全部又は一部については行わない。

三 受検申請の手続

(一) 提出書類

- ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)
- イ 及び身分証明書の写し
- ウ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面

(二) 受付期間

平成三十年十月一日(月曜日)から同月十二日(金曜日)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休

日を除く。)の午前九時から午後四時まで

(二) 受付場所

東京都職業能力開発協会

(四) 受検申請に関する注意事項

- ア 申請書及び受検案内は、東京都職業能力開発協会に配布する。
- イ 申請書は、記載内容審査のため本人又は記載内容を説明できる者が直接持参すること。
- ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格のある者は、二(一)に掲げる検定職種でない職種についても受検申請することができる。

四 手数料及び納付方法

(一) 手数料

ア 手数料は、次に掲げる額の合計額とする。
実技試験 二級 全ての 一万七千九百円
及び 三級 申請者
以外 三級 申請者
の級 以外

二級 全ての 一万七千九百円(三十五歳未満の者が受検する場合にあっては、八千九百円)
三級 在校生 一万一千九百円(三十五歳未満の者が受検する場合にあっては、二千九百円)

学科試験 各級 全ての 三千百円
在校生 一万七千九百円(三十五歳未満の者が受検する場合にあっては、八千九百円)
以外

申請者

イ アにかかわらず、実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者にあつては、次に掲げる額とする。

試験免除資格審査 二千円

(二) 納付方法

実技試験及び学科試験の手料は、申請書及び身分証明書に添えて納付するものとする。

また、納付した手数料は、申請の取消し、試験の欠席等の理由があつても返還しない。

五 合格発表

(一) 合格通知

技能検定合格者には東京都産業労働局雇用就業部能力開発課から、実技試験又は学科試験のみの合格者には東京都職業能力開発協会から通知する。

(二) 合格者の発表等

技能検定合格者は、平成三十一年三月十五日(金曜日)に、東京都庁第二本庁舎一階掲示スペースに掲示する。

また、東京都ホームページ内、TOKYOはたらくネット(<http://www.hatarakunetrotokyo.jp/>)に掲載する。

なお、特級、一級及び単一等級の職種の技能検定合格者には厚生労働大臣名の、二級及び三級の職種の技能検定合格者には東京都知事名の合格証書を交付する。その他

六 申請方法、手数料の納付方法等の詳細については、次へ照会すること。

東京都職業能力開発協会 千代田区飯田橋三丁目十番
 三号 東京しごとセンター七階 電話〇三(五二一一)
 二三五三
 東京都産業労働局雇用就業部能力開発課 新宿区西新
 宿二丁目八番一号 電話〇三(五三二〇)四七一七

平成三十年度技能検定二級の随時実施について

職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定に基づき、平成三十年
 度技能検定二級の随時実施について、次のとおり公告する。
 平成三十年九月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 職種

铸造(鑄鉄鑄物鑄造に係るものに限る。)、機械加工、
 金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき(電気めっき
 に係るものに限る。)、仕上げ(機械組立仕上げに係る
 ものに限る。)、機械検査、ダイカスト(コールドチャ
 ンダイカストに係るものに限る。)、電子機器組立て、
 電気機器組立て(回転電機組立て及び配電盤・制御盤組
 立てに係るものに限る。)、プリント配線板製造(プリ
 ント配線板製造に係るものに限る。)、婦人子供服製造、
 寝具製作、帆布製品製造、家具製作、紙器・段ボール箱
 製造(印刷箱打抜き及び段ボール箱製造に係るものに限
 る。)、印刷、プラスチック成形(圧縮成形、射出成形
 及びブロー成形に係るものに限る。)、強化プラスチッ
 ク成形、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、
 水産練り製品製造、建築大工、とび、左官、タイル張り、
 配管(建築配管に係るものに限る。)、型枠施工、鉄筋

施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施
 工(ボード仕上げ工事及びカーテン工事に係るものに限
 る。)、塗装(建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に係る
 ものに限る。)、及び工業包装

注 二級の試験については、基礎級又は職業能力開発促
 進法施行規則及び職業能力開発促進法(昭和四十四年法
 律第六十四号)第四十七条第一項に規定する指定試験機
 関の指定に関する省令の一部を改正する省令(平成二十
 九年厚生労働省令第五十七号)第一条の規定による改正
 前の職業能力開発促進法施行規則第六十一条に掲げる基
 礎一級又は基礎二級及び当該検定職種に係る三級の実技
 試験に合格した者に限り受けることができるものとする。

二 試験の内容

技能検定は、前記の職種について学科試験及び実技試
 験によって行う。

三 実施期日、実施場所等

(一) 実施期日

平成三十年十一月一日(木曜日)から平成三十一年
 三月三十一日(日曜日)までの間において東京都職業
 能力開発協会が指定する日

(二) 実施場所

東京都職業能力開発協会が指定する場所

(三) 実技試験問題の公表

あらかじめ受検申請者宛て送付する。ただし、判断
 等試験(旧…要素試験)及び計画立案等作業試験(旧
 …ペーパーテスト)に係るものを除く。

四 受検申請の手続

(一) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)
 イ 運転免許証等の本人確認書類

(二) 受付期間

随時受け付ける。ただし、東京都職業能力開発協会
 が試験実施困難と判断したものは受検申請を受け付け
 ない。

(三) 受付場所

東京都職業能力開発協会

(四) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書は、東京都職業能力開発協会に配布する。
 イ 申請書等は、記載内容審査のため本人又は記載内
 容を説明できる者が直接持参すること。

五 手数料及び納付方法

(一) 手数料

ア 手数料は、次に掲げる額の合計額とする。
 実技試験 各職種 一万七千九百円
 学科試験 各職種 三千百円
 イ アにかかわらず、実技試験及び学科試験の全部の
 免除を受けることができる者にあつては、次に掲げ
 る額とする。

試験免除資格審査 二十円

(二) 納付方法

実技試験及び学科試験の手料は、申請書及び身分
 証明書に添えて納付するものとする。実技試験又は学
 科試験の免除資格を有する者が免除を受けようとする
 場合は、その手数料の納付を要しない。

また、納付した手数料は、申請の取消し、試験の欠
 席等の理由があつても返還しない。

六 合格発表

(一) 合格通知

技能検定合格者には東京都産業労働局雇用就業部能力開発課から、学科試験又は実技試験のみの合格者には東京都職業能力開発協会から通知する。

(二) 技能検定合格証書の交付

技能検定合格者には、東京都知事名の合格証書を交付する。

七 その他

申請方法、手数料の納付方法等の詳細については次へ照会すること。

東京都職業能力開発協会 千代田区飯田橋三丁目十番三号 東京（じ）とセンター七階 電話〇三（五二一一）二二五五四

東京都産業労働局雇用就業部能力開発課 新宿区西新宿二丁目八番一号 電話〇三（五三三〇〇）四七一七

雑 報

平成29年度決算の要旨について

東京都市町村職員共済組合定款（昭和37年公告第1号）第44条の規定に基づき、平成29年度決算要旨を次のとおり公告する。

平成30年9月3日

東京都市町村職員共済組合

理事長 藤 野 勝

1 組合に属する地方公共団体の数は、26市、5町、8村、一部事務組合等31団体の計70団体である。

2 組合員数、標準報酬の月額、標準期末手当等の額及び

被扶養者数

(1) 組合員数 (長期) 28,393人
(短期・保健) 28,389人

(2) 標準報酬の月額 (長期) 11,847,236,000円
(組合員1人当たり) 417,259円
(短期・保健) 12,181,636,000円
(組合員1人当たり) 429,097円

(3) 標準期末手当等の額 (長期) 46,922,522,000円
(短期・保健) 47,194,337,000円

(4) 被扶養者数 (組合員1人当たり) 21,717人
(組合員1人当たり) 0.76人

3 組合に従事する職員の数 44人

4 各経理単位別の損益計算書及び貸借対照表の概況は、別表(1)及び別表(2)のとおりである。

別添(1) 経理別損益計算書

自平成29年4月1日
至平成30年3月31日

区 分	総 額	短期経理	庶务経理	引当金経理	経費の長期経理	経費の長期経理 管理経理	業務経理	保護経理	積 貯 (資本的)経理	積 貯 (金融)経理	貯金経理	貸付経理	物 資 経 理	貯 形 経 理
総 額	71,608,615,899	19,979,951,620	43,080,537,416	2,781,092,013	145,463,286	34,985,293	485,996,270	948,012,291	304,628,909	1,509,367,760	2,231,930,228	60,135,363	28,516,950	0
取 入														
総 額	71,608,615,899	8,190,494,072	43,080,537,416	2,781,092,013	145,463,286	34,985,293	485,996,270	948,012,291	304,628,909	1,509,367,760	2,231,930,228	60,135,363	28,516,950	0
給付	8,190,494,072	8,190,494,072	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
交際費給与	331,384,184	0	0	0	0	0	193,067,887	14,578,917	14,144,015	8,166,255	66,455,613	22,718,881	12,252,516	0
旅費・事務費	61,401,843	0	0	0	0	0	25,580,325	5,956,673	4,009,760	5,112,163	14,389,754	3,289,880	3,114,287	0
商品仕入	5,815,217	0	0	0	0	0	0	0	5,815,217	0	0	0	0	0
飲食材料費	147,228,726	0	0	0	0	0	0	0	35,931,606	111,297,120	0	0	0	0
委託費	1,089,040,860	0	0	0	0	0	4,546,533	20,459,060	110,719,823	930,859,795	14,291,189	4,084,583	4,079,606	0
支払利息	1,873,957,231	0	0	0	0	34,985,293	0	0	0	0	1,825,851,539	13,120,399	0	0
連合会払込金	253,282,815	248,081,334	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,211,481	0	0
連合会給付金	855,735,624	855,735,624	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
老人保健給付金	43,153	43,153	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
退職者給付給付金	230,609,551	230,609,551	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護給付金	1,470,059,981	1,470,059,981	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前期高齢者給付金	3,821,063,729	3,821,063,729	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
後期高齢者支援金	3,927,960,724	3,927,960,724	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の支出	48,164,503,294	67,876,557	43,080,537,416	2,781,092,013	145,463,286	0	262,821,124	907,018,141	134,006,488	453,322,465	310,942,123	11,741,139	9,070,544	0
次年度繰越支払準備金	1,186,024,995	1,186,024,995	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差引繰越金	△44,537,579	△579,640,478	0	0	0	0	40,973,754	△3,474,759	△29,752,935	157,022,192	306,155,690	50,041,510	4,108,137	0

別表(2) 整理別貸借対照表

平成30年9月31日現在

区分	総額	短期整理	厚生年金債整理	法政年金整理	経済的長期整理	超過額長期整理	業務整理	保蔵整理	留付整理	貯金整理	貸付整理	物質整理	対形整理
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
資産	179,269,039,497	4,552,620,901	2,756,968,886	189,619,703	1,452,061	2,217,722,501	1,767,772,501	2,641,759,593	1,649,428,401	7,526,561,316	150,591,549,862	4,398,590,469	874,615,743
流動資産	23,135,501,792	4,552,620,901	2,756,968,886	189,619,703	1,452,061	2,217,722,501	1,767,772,501	2,641,759,593	1,649,428,401	7,526,561,316	150,591,549,862	4,398,590,469	874,615,743
固定資産	155,949,212,577	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(有形固定資産)	5,515,423,106	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土地	1,538,507,511	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建物	3,222,378,078	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
備品等	154,537,517	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(無形固定資産)	490,747	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(投資その他の資産)	150,433,008,724	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
組合員貸付金	4,350,228,224	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の資産	146,083,080,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰延資産	184,325,128	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
整理費	184,325,128	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
負債及び剰余金	179,269,039,497	4,552,620,901	2,756,968,886	189,619,703	1,452,061	2,217,722,501	1,767,772,501	2,641,759,593	1,649,428,401	7,526,561,316	4,398,590,469	874,615,743	
流動負債	131,253,078,374	411,027	2,756,968,886	189,619,703	1,452,061	0	19,651,428	132,573,795	17,756,742	304,620,659	127,763,312,924	1,252,800	65,428,339
組合員貯金	126,861,714,805	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の負債	4,391,363,569	411,027	2,756,968,886	189,619,703	1,452,061	0	19,651,428	132,573,795	17,756,742	304,620,659	1,252,800	65,428,339	
固定負債	3,863,409,947	1,186,024,995	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長期借入金	158,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
連合会預託金	2,217,722,501	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
引当金	321,682,451	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支払準備金	1,186,024,995	1,186,024,995	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
剰余金	44,132,551,176	3,368,184,979	0	0	0	0	153,954,560	28,013,440	22,006,590	3,333,640	0	0	0
資本剰余金	7,396,599,887	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
別途積立金	36,808,970,138	3,439,203,728	0	0	0	0	1,594,166,523	2,481,172,358	1,609,635,159	7,318,606,807	22,768,140,298	4,208,122,298	786,145,304
改良積立金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
欠損金補てん積立金	7,812,468,535	711,925,731	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金	26,996,501,603	2,727,277,997	0	0	0	0	1,594,166,523	2,481,172,358	1,609,635,159	7,318,606,807	22,768,140,298	4,208,122,298	786,145,304
欠損金(△)	△73,018,849	△73,018,849	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護給付欠損金(△)	△73,018,849	△73,018,849	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注)建物(構築物を含む)

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 一箇月 六、六〇〇円 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三三二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

